

## 序 章 静岡らしい良好な景観形成を目指して

1. 静岡らしい景観の形成に向けて
2. 景観計画の目的、ねらい等
3. 景観計画の位置づけと構成
4. 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

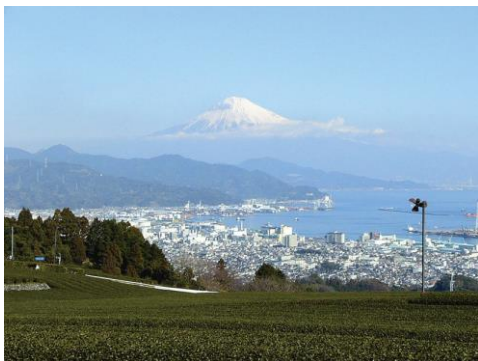




## 2) 景観形成に取り組む意義

良好な景観形成に取り組むことには、次のような意義があります。

### ①都市や地域の個性を創出する



「本市にしか存在しない景観」や他都市にも存在するが「特長や個性が際立っている資源」は「静岡らしさ」と呼ぶことができます。このような、本市固有の景観を守り、育て、つくることによって、都市のアイデンティティや地域の個性や魅力を創出することができます。

### ②豊かな生活環境を形成する



良好な景観は、暮らしに豊かさとうるおいを与えるために必要不可欠なものであり、景観の質を高めることは、豊かな生活環境の形成につながります。

### ③都市の活力の創出や地域の活性化を促す



賑わいや落ち着きを感じさせる景観は、そこで暮らし働く人々の誇りとなるとともに、多くの人々を魅了し引きつけます。美しいまち並みや個性的な界わいを創出することは、観光や経済・産業活動、文化活動等に活力を与え、地域の活性化を促します。

### ④地域のコミュニティを育む



住民が、これまで地域やまちが積み重ねてきた暮らしの作法を共有することで、地域の誇りや愛着を感じ、豊かなコミュニティを育みます。さらに、地域やまちに対する定住や来訪の意欲をかき立てます。

## 2. 景観計画の目的、ねらい等

### 1) 計画改訂の背景

中高層建築物の立地によるまち並みの変化や、屋外広告物の氾濫等の景観上の課題が生じるとともに、土地区画整理事業や街路事業などの進捗などにより、新たなまちづくりへの景観形成のニーズが高まってきたことから、平成 16 年度に景観に関する総合的な法律である「景観法\*（以下、「法」という。）」が制定されたことを契機として、平成 20 年度に静岡市景観計画\*を策定しました。

その後、静岡市景観計画の策定後 10 年が経過し、その間、静岡市と旧由比町の合併により市域が拡大し、自然景観や歴史景観などより豊かな景観を有する都市となりました。

平成 26 年度に、市の最上位計画である「第 3 次静岡市総合計画」が策定され、『『世界に輝く静岡』の実現』というまちづくりの目標が掲げられたことから、その実現に向けて良好な都市景観の形成は必須条件と言えます。また、平成 28 年度には上位計画である「静岡市都市計画マスタープラン（以下、「都市計画マスタープラン」とする）」も改訂され、都市施設が集中する地区等にメリハリをつけ、魅力ある都市生活空間を形成する「集約連携型都市構造」が目指す将来の都市構造として掲げられました。そのため、都市のコンパクト化を進める「静岡市立地適正化計画（以下、「立地適正化計画」という。）」と連携し、集約化されたまとまりと特色がある良好な都市景観の形成を推進する必要があります。

また、これまで景観形成基準に基づく奇抜な建物の抑制を重視した助言・指導などを行ってききましたが、景観に対する市民の関心や理解の向上、再生可能エネルギー事業等の社会情勢の変化を踏まえ、次のステップとして市の政策実現のための積極的な景観誘導を図る必要があります。

以上のことから、本市の良好な景観形成を目指して、上位計画と戦略的に整合させるとともに、時代変化や最新のニーズに合わせ、より実効力の高い内容とするため、静岡市景観計画を改訂しました。



\*【用語の解説】 景観法 → P用-1  
景観計画 → P用-1

## 2) 景観計画の目的とねらい

本計画は、良好な景観形成に関する理念や目標、方針、基準等を明らかにし、市民・事業者・市の協働による良好な景観形成を実現することを目的としています。また、本計画は、次の点を主なねらいとしています。

### ①景観形成の目指す方向を共有すること

本市の景観特性を活かし、静岡らしい良好な景観形成の目指す方向、目標について明らかにし、これらを市民・事業者・市の間で共有化を進めます。

### ②景観形成に関する意識の向上と取り組みを促進すること

良好な景観を市民共通の財産として再発見し、活かしていくことの必要性について、市民・事業者・市のそれぞれが理解を深め意識を高めるとともに、3者の協働により良好な景観形成に関する取り組みを促進します。

### ③景観形成施策の実効性を高め、総合化を図ること

景観法に基づく景観計画及び景観条例を定めることで、本市の景観形成施策の実効性を高めるとともに、景観計画を景観形成に関するマスタープランと位置付け、景観形成施策をソフト・ハードの両面から総合的に推進していきます。

### ④将来都市構造の実現に向けて積極的な景観形成を推進すること

「都市計画マスタープラン」における目指す都市構造と適合し、「立地適正化計画」における「集約化拠点形成区域」と連携した積極的な景観形成を進めることで、魅力ある拠点の形成や都市の快適性の向上につなげ、目指す将来都市構造を実現します。

### ⑤社会情勢やニーズの変化に対応し、より良い景観形成を推進すること

社会情勢や市民ニーズの変化に対応できるよう景観形成施策の充実を図り、地域特性を活かしたより良い景観形成に向け、さらに積極的かつ効果的に取り組みを進めます。

3) 景観計画におけるSDGs\* (持続可能な開発目標) の活用

本市は、平成31年3月に策定した「静岡市SDGs実施指針」に基づき、世界標準としてのSDGsの要素を市政に組み込むことで、目指すまちの姿である「世界に輝く静岡」の実現を図るとともに、経済・社会・環境の三側面の調和を意識したまちづくりを進めています。

本計画は、SDGsの考え方を取り入れて策定しており、SDGsの17の目標のうち「⑧ 働きがいも経済成長も」「⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう」「⑩ 住み続けられるまちづくりを」「⑪ パートナーシップで目標を達成しよう」と深く関連する計画となっています。



\*【用語の解説】 SDGs ➔ P用-1

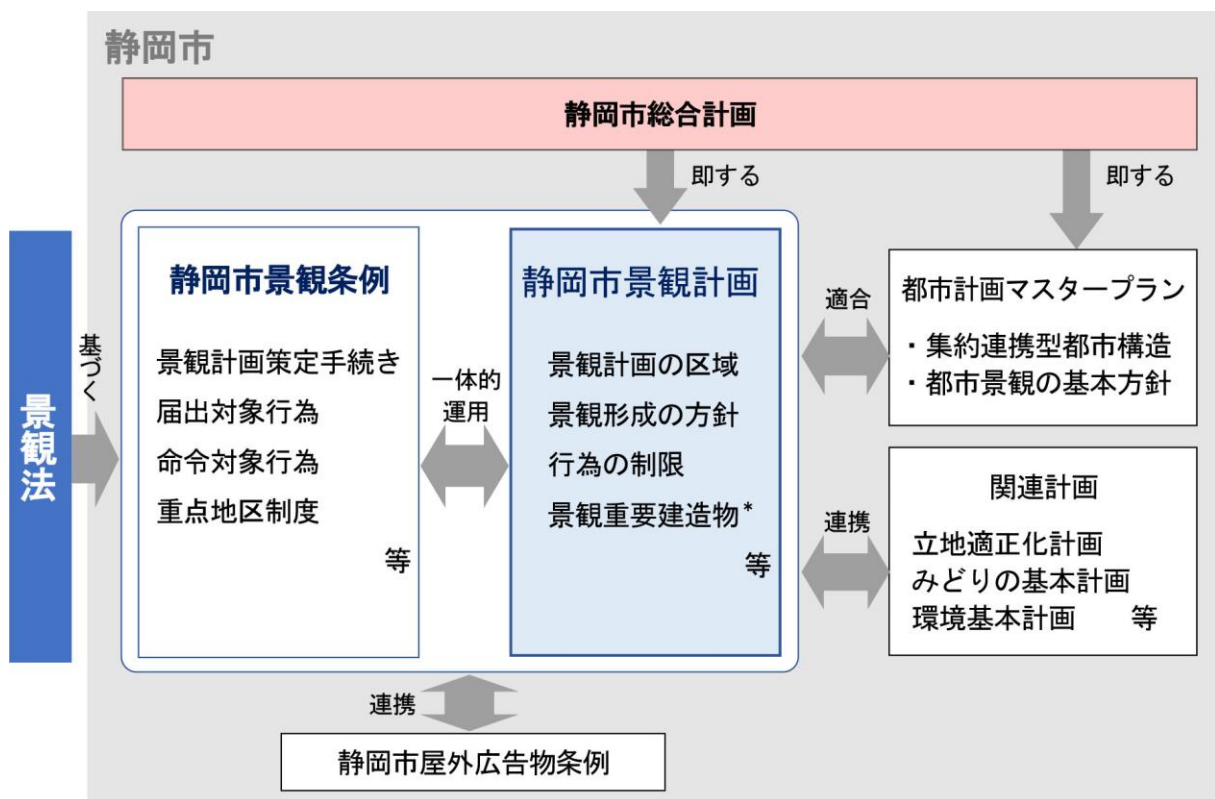
### 3. 景観計画の位置づけと構成

#### 1) 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法に基づく法定計画であり、景観法を活用するために必要な計画として策定します。

本計画は、静岡市総合計画に即し、都市計画マスタープラン等の関連計画との適合が図られた、良好な景観形成を推進するための総合的な方策を示すものです。

図 景観計画の位置付け等



#### コラム：景観計画とは

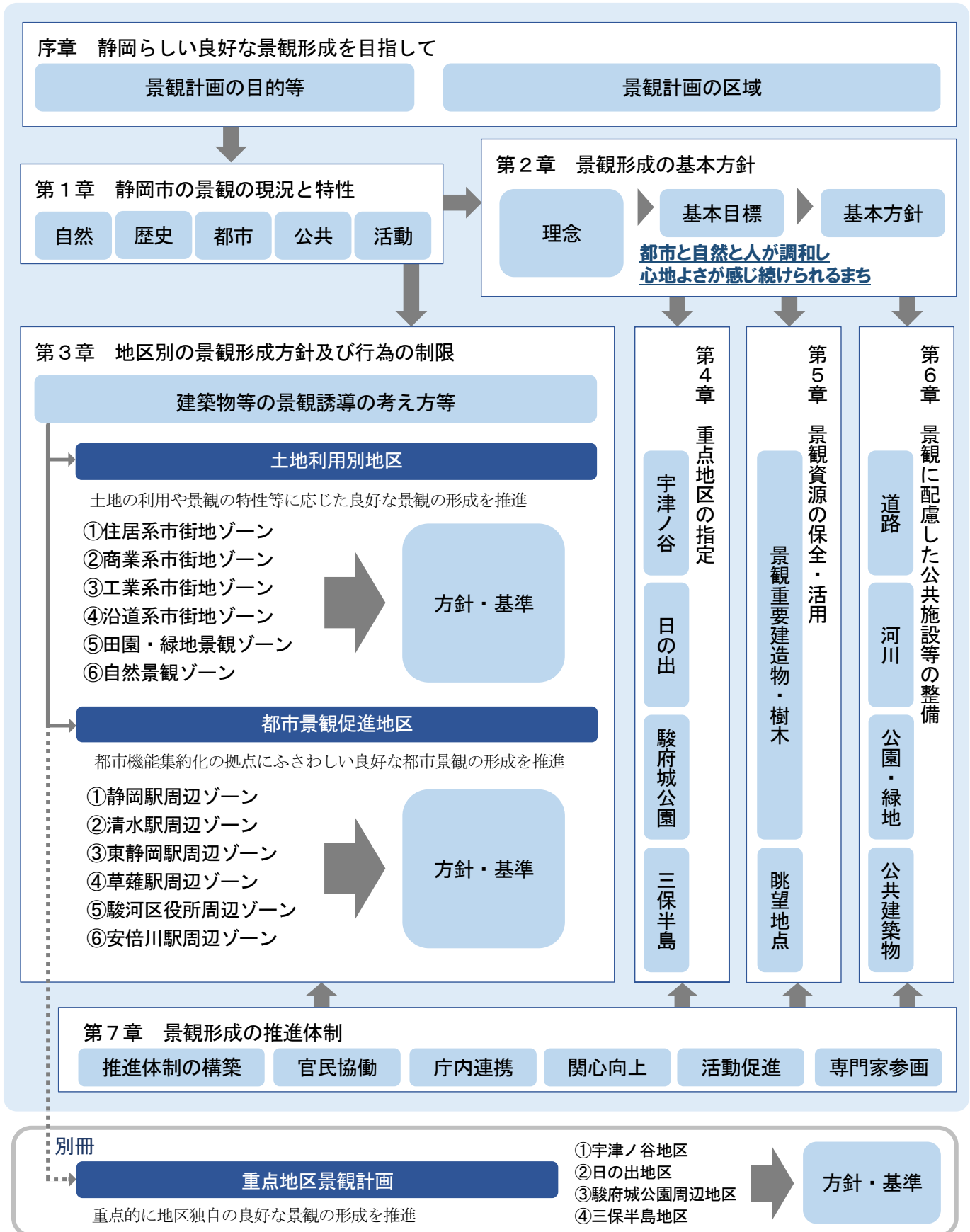
景観計画は、景観法に基づき、景観行政団体（本市）が策定することができる良好な景観の形成に関する計画です。

景観計画では、景観行政団体（本市）の景観に関する方針や基準（ルール）を定めるとともに、届出を義務化することができます。これにより、景観行政団体（本市）は、実行力がある景観誘導を図ることができます。また、届出対象である行為において、景観形成の基準（ルール）を守らない場合は、景観行政団体（本市）が変更の勧告や命令を出すことができます。

\*【用語の解説】 景観重要建造物 → P用-1

## 2) 景観計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。





第1章では本市の景観の概況を整理し、第2章で景観形成の理念、基本目標及び基本方針を示します。

第3章以降では、景観形成の基本目標を実現するための手法や仕組みを示します。その概要は、「①地区別の景観形成方針及び行為の制限」と、「②重点地区の指定」、歴史的な建造物やまちのシンボルとなる樹木など「③景観資源\*の保全・活用方策」、「④景観に配慮した公共施設等の整備」及び「⑤景観形成の推進体制」5つの内容で構成しています。

なお、景観形成には、長い時間を要することから目標年次は適さないため、上位・関連計画である総合計画や都市計画マスタープラン等の改訂や社会情勢の変化に伴い柔軟な見直しを行うことで、時代にあった良好な景観形成を促進します。

章・節	概要
<b>第1章 静岡市の景観の現況と特性</b> 1. 自然景観 2. 歴史景観 3. 都市景観 4. 公共施設等 5. 活動景観	・本市の景観の現状について、景観を構成する要素を自然、歴史、都市、公共施設等、活動の5つに区分し、要素ごとに特性を整理します。
<b>第2章 景観形成の基本方針</b> 1. 景観形成の理念 2. 景観形成の基本目標 3. 景観形成の基本方針	・本市の景観形成を図る上での理念や目標を示します。 ・都市計画マスタープランの都市景観の基本方針を踏まえつつ、本市の景観を「景観形成拠点（点）」、「景観形成軸（線）」、「土地利用類型（面）」の3つの要素で構造化し、それぞれの要素について全市共通の方針を定めます。

\*【用語の解説】 景観資源 → P用-1

章・節	概要
<p><b>第3章 地区別の景観形成方針及び行為の制限</b></p> <p>1. 建築物等の景観誘導の考え方</p> <p>2. 一般地区の区域とゾーンの概要</p> <p>3. ゾーン別の景観形成方針及び基準</p> <p>1) 土地利用別地区</p> <p>①住居系市街地ゾーン</p> <p>②商業系市街地ゾーン</p> <p>③工業系市街地ゾーン</p> <p>④沿道系市街地ゾーン</p> <p>⑤田園・緑地景観ゾーン</p> <p>⑥自然景観ゾーン</p> <p>2) 都市景観促進地区</p> <p>①静岡駅周辺ゾーン</p> <p>②清水駅周辺ゾーン</p> <p>③東静岡駅周辺ゾーン</p> <p>④草薙駅周辺ゾーン</p> <p>⑤駿河区役所周辺ゾーン</p> <p>⑥安倍川駅周辺ゾーン</p>	<p>・魅力ある景観形成を図るため、景観計画区域を景観特性をふまえた地区に区分し、建築物や工作物の色彩などを誘導する方針や基準を示します。</p> <p>➤ 望ましい景観形成に向けて、すべての建築物や工作物、屋外広告物を対象とした「<b>景観形成の方針</b>」を示します。</p> <p>➤ 周辺の景観を阻害しないよう法に基づき制限・規制するため、届出の対象となる大規模な建築物や工作物において、「<b>景観形成基準</b>」を定めます。</p>
<p><b>第4章 重点地区の指定</b></p> <p>1. 重点地区の位置づけと指定手続</p>	<p>・特に良好な景観形成に取り組む「重点地区」について、指定の考え方などを示します。</p>
<p>※重点地区における景観計画は別冊を参照。</p>	
<p><b>第5章 景観資源の保全・活用</b></p> <p>1. 景観資源の考え方</p> <p>2. 景観資源（建造物、樹木）の保全・活用</p> <p>3. 景観資源（眺望地点*）の保全・活用</p>	<p>・地域の景観を特長づける建造物や樹木、眺望景観を保全・活用していくため、法や条例に基づく指定の考え方などを示します。</p>
<p><b>第6章 景観に配慮した公共施設等の整備</b></p> <p>1. 公共施設（道路、河川、公園等）の景観整備の進め方</p> <p>2. 公共建築物の景観整備の進め方</p> <p>3. 景観重要公共施設*の整備に関する事項</p>	<p>・都市や地域の骨格となる道路や公園といった公共施設、公共建築物について、地域の景観に配慮した整備を進めるため、基本的な考え方などを示します。</p>
<p><b>第7章 景観形成の推進体制</b></p> <p>1. 総合的な推進体制の構築</p> <p>2. 協働による景観まちづくりの推進</p> <p>3. 景観計画の進行管理</p>	<p>・景観まちづくりを進めていく上での市民や専門家との関わり、市として行う推進施策、計画の進行管理などを示します。</p>

\*【用語の解説】 眺望地点 ➡ P用-2  
 景観重要公共施設 ➡ P用-1

## 4. 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

### 1) 景観計画の区域

本市の景観構造上、市街地とその周辺の丘陵地や山並みは、視覚的に一体となった広域に渡る景観を形成しています。さらに、本市には、市街化区域のみならず、全市的に景観資源が点在しており、海岸から、市街地、田園地域、山岳地を一体の都市として捉え、総合的に景観形成に取り組む必要があります。

以上のことから、本計画の区域は、**静岡市全域**とします。

図 景観計画の区域



## コラム：景観とは何か？

### 景観とは何か

景観は、それぞれの地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私達一人ひとりの暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律等の制度などが背景となってつくられるものです。

歴史・風土

文化・伝統

人々・暮らし

技術・制度

これらが  
一体となって  
目に見えてくる  
ものが  
《景観》

### 景観形成とは

景観形成とは、美しく風格のある都市の形成やうるおいのある豊かな生活環境を創造するため、景観の整備及び保全を図ることです。景観の形成には、「維持する・保存する」「なおす・取り除く」「つくる」などすべての行為が該当します。

## 景観の形成

### 維持する・保存する

- ・外観を維持するため、定期的  
に外壁のメンテナンスをする。
- ・歴史ある外観を保存するため、  
外壁はそのままにし、内部の改  
修のみを行う。
- ・敷地内の植栽を定期的  
に手入れし、良好な育成状態を保つ。

### つくる

- ・景観に配慮した建物に建て替  
える。
- ・建物をライトアップし、新た  
な魅力を演出する。

### なおす・取り除く

- ・自動販売機を周辺と調和した色  
に塗りなおす。
- ・派手な看板を取り除く。

また、景観は、民有空間と公共空間によって構成されていることから、市民、事業者、市がそれぞれの役割を担いながら、景観に対して関心と共通の認識を持ち、協力して景観の形成に取り組むことが重要です。

市民、事業者、市の“協働の指針”として、景観法に基づく「景観計画」を定めることで、景観形成の基本理念や方針、実現に向けた取り組みなどを共有し、静岡らしい景観を次世代に継承していきます。